平成２３年（フ）第８３２５号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目14―５　５階
債務者　高橋　信幸
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３号
熊本県阿蘇市赤水367番地　17号
債務者　馬渡美代子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第４３１号
東京都西多摩郡檜原村3895番地
債務者　菊池　輝美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７０９号
東京都八王子市北野町506番地15石田コーポG号
債務者　渡辺　里絵
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７１１号
東京都福生市牛浜107番地１シャトー村秀№１―211号室
債務者　森山　　稔
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６６号
栃木県栃木市平柳町３丁目17番２号　平柳アパートＥ棟、従前の住所栃木県上都賀郡西方町大字金井12番地14
債務者　関口　　明
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第８３２２号
東京都西東京市向台町４丁目10―41―205
債務者　巽　　英明
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４５号
静岡市駿河区広野６丁目16番12―２Ｄ号、旧住所愛知県安城市日の出町４番15号　ワコービル601
債務者　石川　雅也
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３１号
沖縄県うるま市石川2491番地１
債務者　玉寄　長志
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１３２号
沖縄県うるま市石川2491番地１
債務者　玉寄　幸乃
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１３８号
沖縄県うるま市字田場991番地　美姫センチュリーⅢ205
債務者　阿波根健治
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第９号
石川県輪島市門前町内保ハの14番地
債務者　山下　光恵
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後１時20分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第３３号
熊本県人吉市瓦屋町2409番地２　サルヴァトーレ瓦屋113
債務者　齋藤　　忍
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第４０４号
栃木県宇都宮市宝木町１丁目46番地７　清明ハイツ101号室、前住所栃木県宇都宮市鶴田町2496番地14
債務者　筒井　和子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係